

2025年（令和7年）度

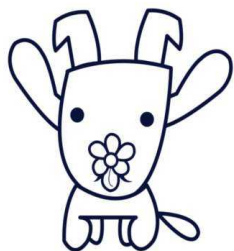
職員必携



沖縄県立

はなさき支援学校

「笑顔 友愛 未来(ゆめ)」



〒901-2304

北中城村字屋宜原415番地

電話 098-989-0192

FAX 098-989-0193

はなさきマスコットキャラクター「はなやぎくん」

平成26年の開校当時、カフェの名前を募集すると次点に「はなやぎ」がありました。おしくも選ばれなかったところで、「では、この名前を冠した『はなやぎくん』というマスコットキャラクターを募集してはどうか」という提案を受けて、児童生徒から寄せられた中から高等部3年生の絵が選ばれました。

当時分校として、独自の校章も無く、児童生徒職員保護者が自校の象徴を欲していた中で、皆に愛されるキャラクターとなっていました。はなさきの「はな」と屋宜原の「やぎ」から「はなやぎくん」です。

目 次

学校の教育目標・教育課程編成方針等	1
学校経営の基本理念	4
月間会議等予定表	5
校務分掌編成の基本方針	6
校内委員会	7
教育支援部 支援体制	9
学校安全計画全職員名簿	12
学校安全計画全職員名簿	13
保健室①学校保健計画	18
保健室②検診日程	19
保健室③医ケア ヒヤリハット	20
学校給食・食に関する指導年間計画	24
沖縄県立はなさき特別支援学校個人情報保護方針	25
スクールバス運行規定	26
運行図 北谷コース	28
運行図 中城コース	29
時刻表 北谷・中城コース	30
運行図 中北コース図	31
時刻表 中北コース	32
衛生委員会規約	33
沖縄ろう・はなさき 週時程表	34
車両通行について	35

I 学校教育目標

目指す教育の姿（沖縄県教育振興基本計画）

（１）基本的な考え方

個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を図る。

（２）教育の目標

- 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。
- 平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。
- 学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。

1 本校の教育目標

21世紀に生きる日本国民として、わが国(郷土)の歴史と文化を継承発展させ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し社会の変化に主体的、積極的に対応できる知識・技能・意欲・態度等を備え、心豊かで、たくましく生き、個々の実態や適性に応じた自立と社会参加・貢献ができる児童生徒を育成する。

そのため次のとおり具体的目標を設定する。

- （１）健康な身体と明るいい心を育てる。（心身ともに健康で明るい子）
- （２）日常生活を豊かにする生活習慣を育てる。（身のまわりのことが自分でできる子）
- （３）豊かな情操を育み、コミュニケーション能力を育てる。（心豊かで思いやりのある子）
- （４）ねばり強く最後までやりぬく力を育てる。（目標をもって最後まで努力し進んで働く子）
- （５）自立、社会参加・貢献をめざし、必要な資質、能力、態度を育てる。（自ら考え学び、行動する子）

2 本校の教育目標を達成するための方針

- （１）学習指導要領の改訂の主旨に沿った教育課程の改善・充実を図り、小・中・高等部が連携した系統性・一貫性のある教育課程の編成を行う。
- （２）本校教育目標を受け、学部目標を設定し、児童生徒の実態に即した学部、学年、学級経営を行う。
- （３）本人・保護者の願いや期待に応えられるよう、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の充実と効果的な活用を図る。
- （４）R-PDCAサイクルにより、変化し続ける社会への対応力を身に付けるための児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」につながる学習指導の工夫・改善を図る。
- （５）生涯を見通した一人一人の生活自立と地域社会における生活に繋がる学習活動を重視し、発達段階および生活年齢に即したキャリア教育の充実を図る。
- （６）特別支援教育の専門性及び教職員の資質向上を図るための校内研修を充実させるとともに、学

習環境の整備充実を図る。

- (7) 交流及び共同学習の推進、地域における特別支援教育のセンター的役割を果たし、地域社会及び保護者、福祉、医療、労働等の関係機関との連携及び協働を図る。（社会に開かれた教育課程の推進）

3 本年度の重点目標

- (1) 教育支援システム等の有効活用をととして教育課程の実施状況の評価及び改善の充実を図る。
- (2) 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた自立活動の指導と、学年・学部間の連携による継続的、発展的な指導の充実を図る。
- (3) 児童生徒一人一人の特性等に応じた ICT 機器の積極的な活用により、各教科等の学習指導の充実を図る。
- (4) 教育課程の実施に必要な人的資源（外部講師、スクールカウンセラー等）、開発・活用を推進すると共に、学校内外の施設・設備等、物的資源の整備や有効活用を図る。
- (5) 学ぶことと将来のつながりを意識しながら、自立、社会参加・貢献に向けそれぞれの段階で必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、小・中・高等部が連携・協働したキャリア教育の充実を図る。（コーポレーションタイムの活用）
- (6) 「主体的・対話的で深い学びにつながる実践」「各教科の見方・考え方がよくわかる実践」等の視点を意識した実践研究を行い、授業改善を図る。
- (7) 児童生徒の生活上の課題を的確に把握し、興味関心、得意なことを手がかりとして、生活課題の改善・解決と生活活動圏及び活動内容の幅を拡大するための取り組みを推進する。
- (8) 高等部における就業体験の充実を図り、就業・生活支援センター等の労働・福祉関係機関や保護者と連携協力し、職場開拓を進め、卒業後の働く場の拡充を図る。
- (9) 家庭と連携した食育を実践し、偏食や肥満等の改善と食物アレルギーへの対応を行う。
- (10) 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができる素地を育てる。
- (11) 特別支援教育のセンター的役割として、特別支援部を中心に福祉、医療、労働及び市町村、関係機関との連携と支援会議を強化し、児童生徒の支援体制の充実を図る。

4 教育課程の編成方針

教育課程は、学校の教育目標を達成するための教育計画であり、学習指導要領及び関係法令に基づいて、児童生徒の障害の状態、特性等を十分考慮するとともに、特に以下の点に留意して編成することとする。

- (1) 学習指導要領に基づいた教育課程を編成する。
- (2) 児童生徒の根拠ある実態把握を行い、「教科別、領域別の指導」を基本とした教育課程を主軸に、特に必要がある場合は、学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取り扱い」に基づいた編成を行う。
- (3) 児童生徒の「生きる力」を育成する教育課程を編成する。
- (4) 基礎的・基本的内容を精選し、生活力を高めるとともに児童生徒の自立と社会参加・貢献をめざして、小・中・高等部の一貫した系統性のある教育課程を編成する。
- (5) 自立活動の指導は、その目的を踏まえ、自立活動の時間はもとより、教育活動全体を通じて行

うよう編成する。

- (6) 健康・安全教育、性教育については、児童生徒の発達段階に即した指導の充実が図れるよう教育課程に位置づけ編成する。
- (7) 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育てるために、各学部の特徴を生かし、地域や近隣校との交流及び共同学習を積極的かつ計画的に実施できるよう教育課程に位置づけて編成する。
- (8) 自立・社会参加・貢献をめざして、小・中・高等部一貫したキャリア教育を推進するための教育課程を編成する。

5 教育課題に対する指導の重点

(1) 交流及び共同学習の重点

児童生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、障害のない児童生徒との交流及び共同学習を計画的組織的に行い、共に尊重し合いながら共同して生活していく態度を育む。

(2) 生徒指導の重点

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る。

(3) キャリア教育の重点

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。

(4) 生涯学習への意欲を高める指導の重点

児童生徒の自立と社会参加・貢献に向け、生涯学習への意欲を高めるとともに、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう多様なスポーツや文化芸術活動を経験できるよう配慮する。

(5) ICT機器利活用の重点

教員のICT活用指導力を高め、児童生徒の知的障害の状態や学習環境、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータやタブレット端末、情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の充実を図る。

(6) 安全に関する指導の重点

児童生徒の実態等に即して学習環境を整えるなど、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮するとともに、児童生徒の発達年齢等に応じた健康・安全・衛生等に関する充実した指導を行う。

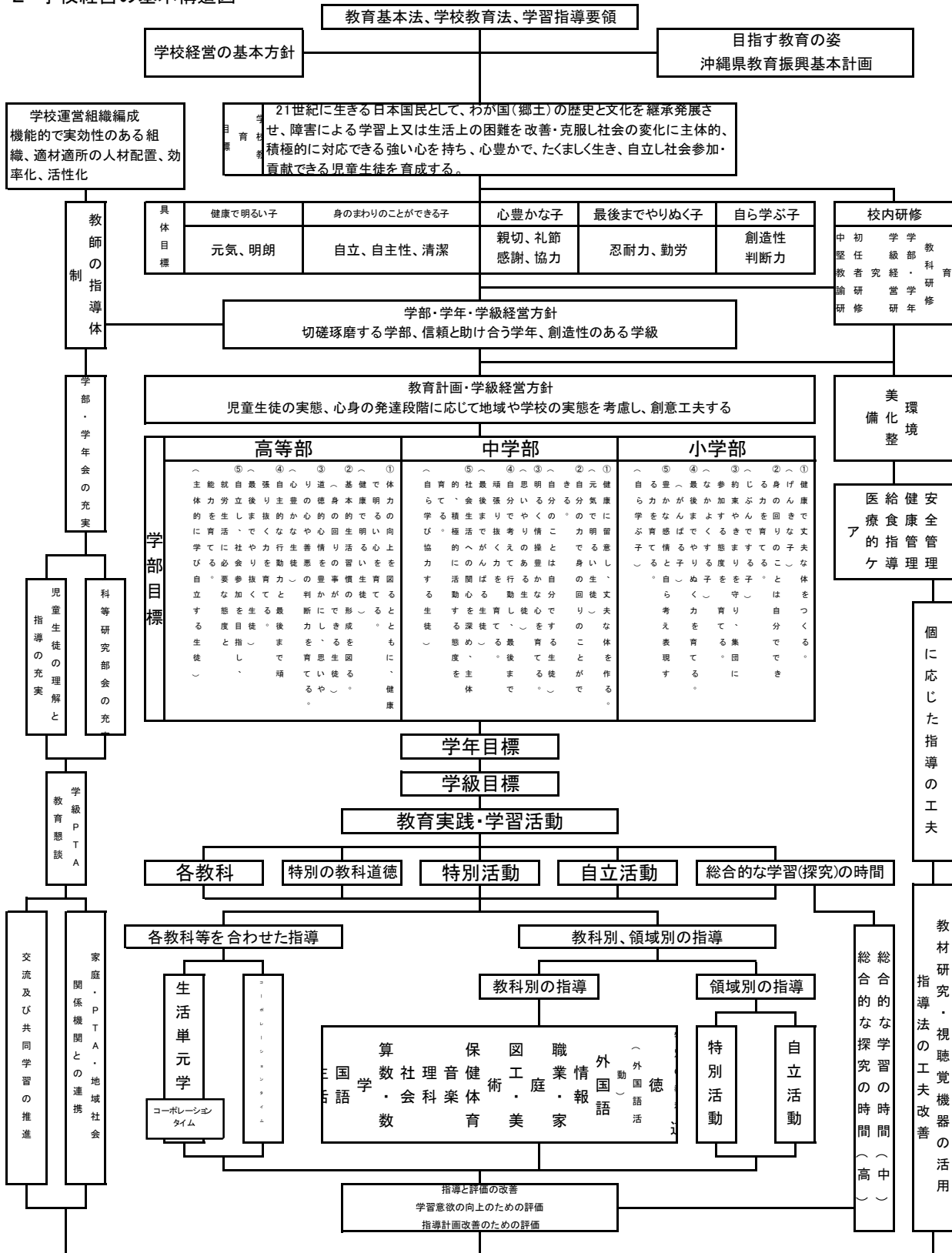
学校経営の基本理念

沖縄県立はなさき支援学校

1 学校経営の基本方針

教育基本法、学校教育法、学習指導要領の理念に基づき、本校の教育目標の実現を図る。

2 学校経営の基本構造図



月間会議等予定表(休憩時間15:20～16:05)

	時間	月	火	水	木	金
第一週	14:30～15:20					学部職夕(小)
	15:20～16:05	休 憩 時 間				
	16:05～16:15	学部職夕(中高)	教材研究 学級事務等	全体職夕	学部職夕(中高)	作業学習担当者会
	16:20～17:00	学年会(中高)			学部分掌部会	
	他		NO会議デー	部主事等連絡会 13:10～		部主事等連絡会 9:10～
第二週	14:30～15:20					学部会(小中)
	15:20～16:05	休 憩 時 間				
	16:05～16:15	学部職夕(中高)	教材研究 学級事務等 2校連絡会議	全体職夕	学部職夕(中高)	
	16:20～17:00	校務分掌部会		運営委員会	校内研修	
	他		NO残業デー 運営委員会議案〆切	部主事等連絡会 13:10～		部主事等連絡会 9:10～
第三週	14:30～15:20					学部職夕(小)
	15:20～16:05	休 憩 時 間				
	16:05～16:15	学部職夕(中高)	教材研究 学級事務等	定例職員会議 (16:05～)	学部職夕(中高)	
	16:20～17:00	学年会(中高)			各行事係会 (各学校行事、儀式等)	
	他			部主事等連絡会 13:10～		部主事等連絡会 9:10～
第四週	14:30～15:20					学部会(小中)
	15:20～16:05	休 憩 時 間				
	16:05～16:15	学部職夕(中高)	教材研究 学級事務等	全体職夕	学部職夕(中高)	学部会(高)
	16:20～17:00	教科会(中高)			各種委員会	
	他			部主事等連絡会 安全衛生委員会 13:10～		部主事等連絡会 9:10～

※ 「人権を考える日」は毎月最初の児童・生徒の登校日、「安全点検日」はその前日に設定されます。

※ 各種委員会は必要に応じて日時を変えて設定して下さい。

※ 全体職夕、学部職夕は16:05～16:15、その後16:20から各会議(校務分掌部会等)の時間を設定します。

※ 各会議予定日が休日の場合は必要に応じて調整を行います。

※ 小学部、中学部は、早帰りの金曜日に休憩時間(15:20～16:05)にかからないように学部会等を行います。

※ 学年会(小)は、学年ごとに曜日を決めて行います。

※ 原則毎週火曜日は会議を入れず、教材研究や学級事務等の時間とします。

ただし、月曜日が祝日の場合は火曜日に会議が入る場合があります。

校務分掌編成の基本方針

校長は学校教育法第27条に基づき、所属職員を監督する立場及び校務を掌理する権限並びに沖縄県立特別支援学校管理規則に則り、校務の分掌を行う。

- ・ 校務の分掌にあたっては、職員個々の個性に配慮し、学校運営の円滑且つ効率化を図る。従って、教育委員会による学部主事の任命後、沖縄県立特別支援学校管理規則に示された各主任等の任命を行い、効率的な職務分担の維持を図る。
- ・ 他の校務の分掌及び学級担任等については、学部、学年と調整をしてそれぞれの職務遂行の効率化を図る。この基本方針に基づく具体的な事項を職員会議に提示し、意見を聴取して適正な校務の分担を行う。
- ・ 具体的な業務は、次の各事項に留意して校長が決定する。

1 校務分掌

- (1) 校務分掌は部制とする。(各部の主任は、担当部の業務等を掌握する)
- (2) 各校務分掌の業務は、1年間通して分担する。(学期分担はしない)
- (3) 原則として、同一分掌は2年を目安とする。但し、高等部において進路指導は3年以上とする。
- (4) 各部会の反省に基づき総合的な判断により、校務分掌検討委員会において人員配置をする。

2 主幹教諭

校長、教頭の指示を受け校務の一部を整理し、校内における児童生徒の個々に応じた指導・支援を確立するため、指導上の課題等に関し各学部職員へ助言を行う。また、学校規模や児童生徒の実態、発達段階を踏まえた新たな学習のあり方の充実のため校内調整や相談を行う。

3 教務主任

教務主任は学部主事を兼ね、教務に関する事項を処理する。(週持ち時数6～8時間程度)

4 学部主事

各学部には学部主事を配置し、学部及び学校経営の充実を図る。なお、学部主事は学級担任をはずし、週持ち時数を軽減する。(週持ち時数14～16時間程度) 中高は平均持ち時数より－6

5 学年主任

各学部のそれぞれの学年に学年主任を置き、学年経営の充実を図る。

6 各校務分掌主任

各校務分掌部にはそれぞれ主任を置き、各部の企画運営の充実を図る。なお、進路指導主任(週持ち時数12時間程度) 生徒指導主任(週持ち時数16～18時間程度) は、週持ち時数を軽減する。

7 学部及び学級担任等の配置

- (1) 学部にあつては、県教育委員会の職員定数及び教員の基礎免許等を考慮して職員個々の力が発揮できるように配慮する。
- (2) 児童生徒の実態に合わせた、学級編制・学級担任を配置する。

8 沖縄ろう学校の交流や連携を強化するため、2校連絡調整会議を設置する。

(両校の教頭、教務主任で連絡調整を進める。開催場所は毎月交互に)

9 その他

(1) 学級編制及び学習グループ編成

- ① 学級編制は、沖縄県教育委員会の定めに則って行う。学級編制は学年別を基本とするが、授業は学習グループ編成が必要な場合は生徒の実態、指導内容、活動内容等により、学級編制とは別の集団を工夫して編成する。
- ② 重複障害の認定は、学校教育法施行令第22条の3に基づき、校内就学支援委員会で話し合い総合的に判断する。

(2) 校務分掌の希望調査作成

- ① 各職員の希望に基づいて基礎資料を作成し、その資料を参考にして調整を行い、校務分掌の人員配置をする。

校 内 委 員 会

委員会名	内 容	構成員（◎運営責任者）
学校評議員会	① 学校教育の充実推進に関する事項 ② 児童生徒の健康及び安全に関する事項 ③ 学校、家庭・地域社会の連携に関する事項 ④ 学校の施設、設備の充実に関する事項 ⑤ 学校と地域の連携に関する事項 ⑥ その他校長が必要と認める事項	地域の有識者、地域代表者、保護者代表の中から5人以内 ◎校長、教頭、事務長、教務主任、部主事 司会 教頭 記録 部主事
学校保健委員会	① 本校健康教育活動に関する事項 ② 児童生徒の学習条件の整備に関する事項 ③ 学校保健・安全計画に関する事項 ④ 児童生徒の健康管理に関する事項 ⑤ その他児童生徒の保健安全に関する事項	校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、教頭、事務長、部主事、◎保健主事、養護教諭、栄養職員、PTA役員、保健教育係 司会・記録 保健教育部
安全衛生委員会	① 職員の健康被害予防に関すること ② 職員の健康保持増進を図るための対策に関すること ③ 公務災害における原因究明及び再発防止に関すること ④ その他、職員の健康被害防止及び健康の保持増進に関すること	産業医 安全衛生管理者（校長） ◎衛生管理者 衛生推進者（職員団体代表） 安全衛生推進者（栄養士） 教頭、事務長、保健主事 養護教諭、福利厚生、各学部主事
校内就学支援委員会	① 一般学級、重複学級への措置に関すること ② 校種外への転学等に関すること ③ その他、就学指導に関すること	校長、教頭、部主事、養護教諭 ◎教育支援部、対象児童生徒担任（備考） ＊資料作成は担任が行う。 ＊司会・記録 教育支援部
私費会計検討委員会	① 学校取扱金に関すること。 ② 修学旅行に関すること。 ③ 学校指定物品に関すること。 （制服は3年ごと、体育着は毎年） ④ その他、私費会計の適正・透明化の推進に関すること。	校長、教頭、事務長、部主事 保護者代表、◎教材費係 その他関係職員 司会 学部主事 記録 教材費係
人権・いじめ防止対策委員会	① 人権侵害と思われる行為や訴え等に対する調査、指導助言に関すること ② 人権に関する情報・資料等の提供に関すること ③ 人権意識の啓発活動に関すること ④ 児童生徒相談週間に関すること ⑤ その他人権に関すること	◎校長、教頭、事務長、部主事 司会 教頭 記録 部主事 生徒指導主任
防災委員会	① 消防計画の立案、施設設備の維持管理、避難訓練 ② 災害対策等児童生徒の安全管理に関する事項	校長、教頭、事務長、部主事 養護教諭、◎学校安全主任 司会・記録 学校安全部
教育課程検討委員会	① 教育課程編成の基本的事項に関すること ② 教育課程編成における各学部間の連絡調整 ③ その他事業を進めるにあたり必要な事項	校長、教頭、教務主任、各部主事 ◎教育課程係 司会 教務主任 記録 教育課程係
学校評価委員会	① 経営活動及び教育活動の評価項目及び基準を決める ② 内部評価及び外部評価を実施し、学校課題を明確にしその改善策を検討し教育計画に生かしていく。	校長、◎教頭、事務長、部主事 分掌部主任、教育課程係
入学者選抜委員会	① 入試問題作成の方針に関すること ② 入試の可否判定に関すること ③ その他、入学選抜に関すること	校長、教頭、部主事、養護教諭、◎高等部入学者選抜係、関係職員

学習発表会 運動会 実行委員会	①企画、運営 ②連絡、調整、提案	校長、教頭、◎実行委員 部主事、各学部世話役等 高等部作業学習担当（学発のみ）
校務分掌 検討委員会	①反省の集約 ②組織の検討（部の設置と内容及び配置人数） 等の提案） ③校務分掌編成作業計画等の立案	校長、教頭、部主事 ◎校務分掌係
アレルギー 検討委員会	①アレルギー対応の体制整備・手続きに関すること ②アレルギー対応対象児の決定に関すること ③アレルギー対応の計画・実施・評価に関すること ④アレルギーに関する緊急体制に関すること	校長、◎教頭、部主事、養護教諭、 保健教育部、アレルギー対応対象 児童生徒の担任担当 ※必要に応じ、沖縄ろう学校栄養 職員、学校医、学校歯科医、学校 薬剤師が参加
医療的ケア 実施委員会	①医療的ケアの体制整備・手続きに関すること ②医療的ケア児の決定に関すること ③医療的ケア対応の計画・実施・評価に関す ること ④医療的ケアに係わる緊急体制に関すること ⑤医療的ケア実施に係わる職員研修に関すること	校長、◎教頭、事務長、学校医、 看護師、養護教諭、教務主任、学 部主事、保健教育部主任、教育支 援部主任、研究主任、医療的ケア 児童生徒の担任担当
校務支援 システム 運用委員会	①校務支援システムに関すること	校長、教頭、部主事、情報視聴覚係、 教育課程係、◎庶務係、教育支援部
負担軽減 推進委員会	① 職員の負担軽減に関すること ② 連絡、調整、提案	校長、◎教頭、事務長、部主事 養護教諭、コーディネーター 司会 教頭 記録 部主事
キャリア教育 推進委員会	① キャリア教育に関すること ② 連絡、調整、提案	校長、◎教頭、事務長、部主事 進路指導部 司会 教頭 記録 部主事
指定研究 推進委員会	① 県指定研究に関すること ③ 連絡、調整、提案	校長、教頭、部主事、養護教諭、 ◎研修部、情報視聴覚部
個人情報 保護委員会	① 個人情報保護に関すること ① 連絡、調整、提案	校長、教頭、部主事、 ◎情報視聴覚部
運営委員会	① 学校の企画・運営に関すること ② 連絡、調整、提案	校長、◎教頭、事務長、 教務主任、部主事、各部主任 養護教諭、コーディネーター 司会 部主事 記録 部主事
コーポレーシ ョンタイム検 討委員会	①コーポレーションタイムに関すること	校長、◎教頭、事務長、 教務主任 司会 部主事 記録 部主事

IV 教育支援部 支援体制について

地域支援

(主に特別支援教育コーディネーターが担当)

- 地域の学校への教育支援に関すること
(巡回アドバイザー、各市町村コーディネーター連絡協議会への参加、各市町村就学支援委員会への参加、地域の学校向けの研修会の開催など)

校内支援:

(各学部コーディネーターを中心に、ニーズに応じて支援体制を整える)

- 校内における教育相談に関すること(保護者や関係機関との連携、就学に関すること等も含む)
- 実態把握のための諸検査に関すること
- 個別の教育支援計画に関すること
(システム入力、保護者面談、個別の教育支援計画の見直し、引き継ぎ等)
- スクールカウンセラーに関すること
- 関係者会議・モニタリング等に関すること

※関係者会議やモニタリングなどの日程調整は、教育支援部が窓口になるので、保護者や関係機関から連絡があった場合は、各学部の教育支援部まで連絡する。

※モニタリングは学校主導ではなく、担当の計画相談員や保護者からの依頼で行われる。児童生徒に関わる関係者が集まり、情報共有の機会となるため、依頼があった場合は学校側も参加するようにしている。

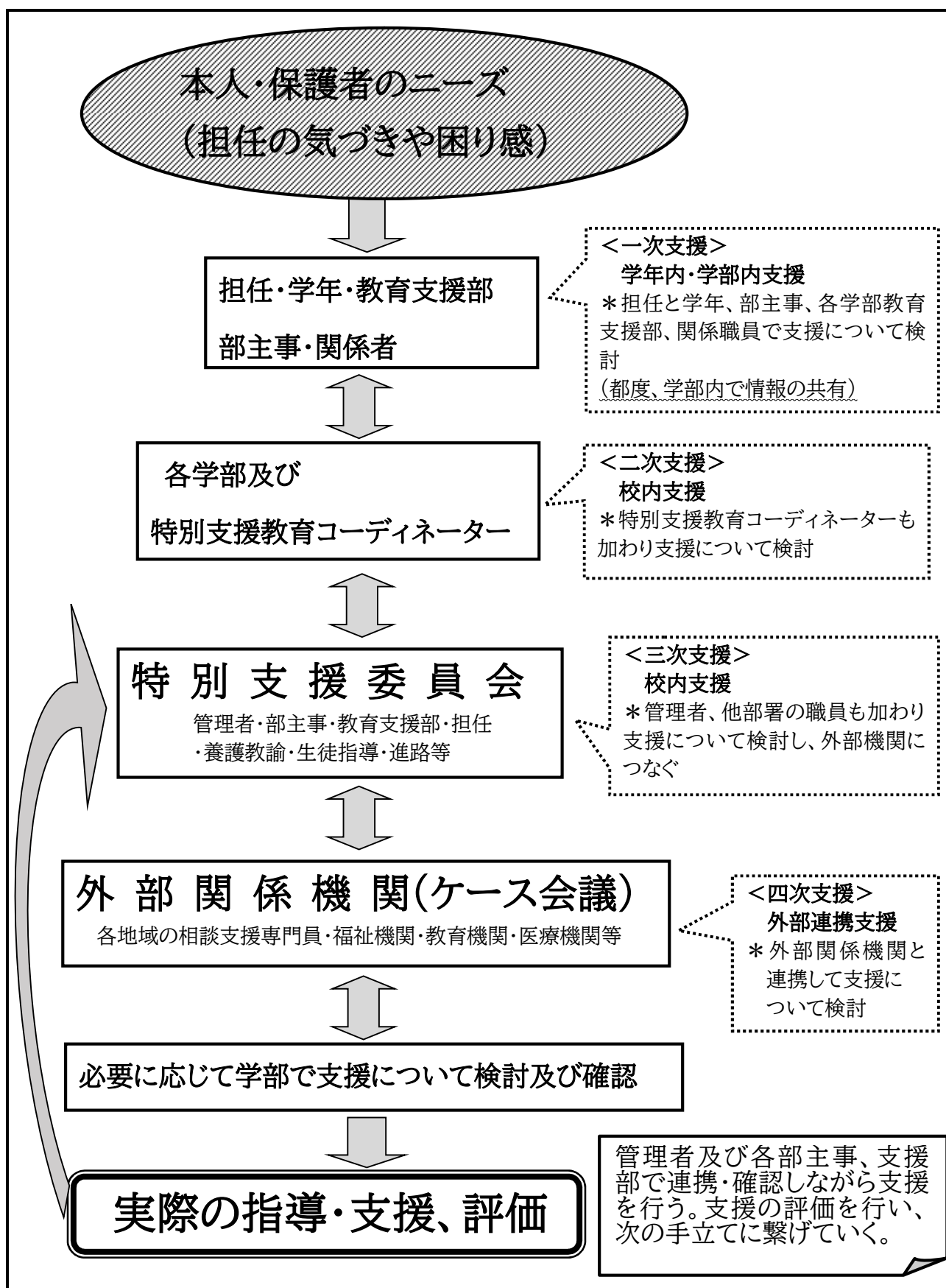
※モニタリング等週間(6/30～7/4、11/25～11/28、2/24～2/27)が設定されているが、実施時期は個人によって異なるので、モニタリング等週間以外の時期でも応じるようにしている。

※モニタリングでは、学校の様子を聞かれることが多い。決まった準備物はないが、個別の教育支援計画等を活用するとスムーズである。

<モニタリングとは>

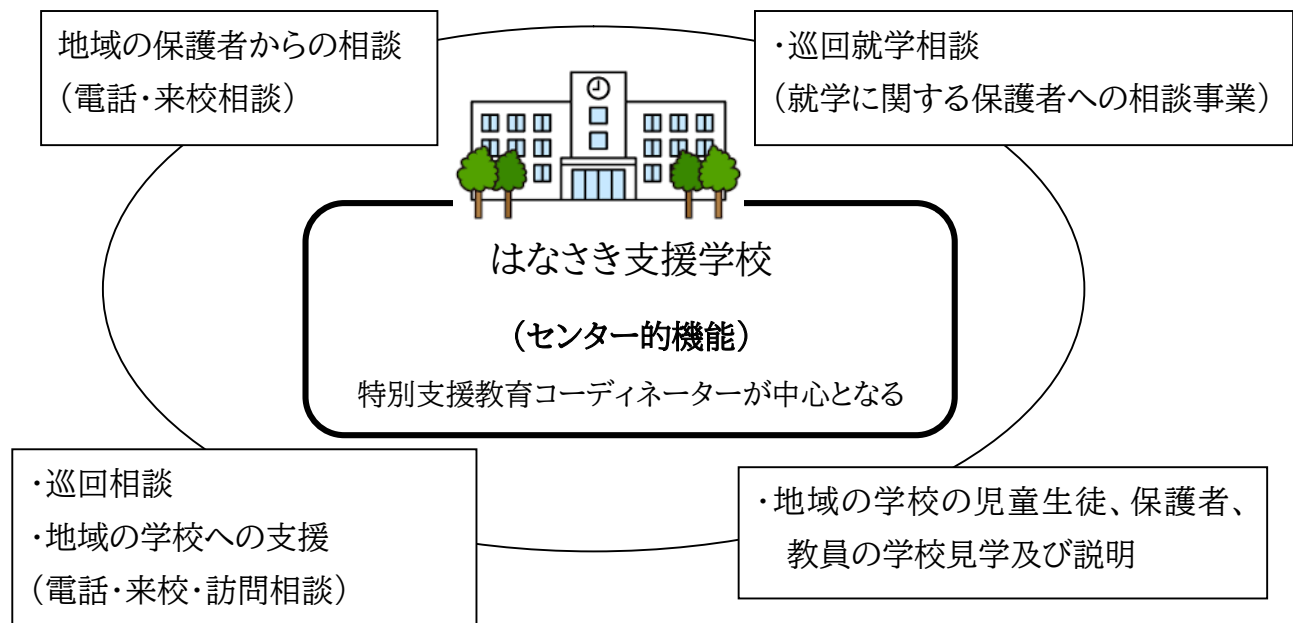
福祉サービス利用に際して、利用者(又は保護者)の意向・希望や特性等を踏まえて個別支援計画が作成される。個別支援計画に沿って提供された福祉サービスについて、定期的に実施状況を把握し、その効果を評価することをいう。

【校内支援体制】



【地域支援体制】

【①障害のある幼児児童生徒に関する相談・支援の機能】



【②関係機関との連絡・調整機能】 (ネットワーク作り)

<教育・福祉機関との連携>

- ・特別支援教育コーディネーター養成研修への参加
- ・中部圏域障害者自立支援連絡会への参加
- ・中頭地区障害者関係機関ネットワーク会議への参加
- ・北谷町地域自立支援推進協議会への参加

<学校・関係機関との連携>

- ・地域の相談支援専門員との情報交換やケース会議等(適宜)
- ・放課後等デイサービス事業所職員との情報共有等

【③特別支援教育に関する情報提供機能】

<研修等>

- ・地域の学校の校内研修
- ・地域の教育委員会等の研修の協力

<情報提供等>

- ・地域の学校、市町村教育委員会への特別支援教育に関する情報及び資料等の提供
- ・学校見学等

様式 2 (特別支援学校用)

令和 7 年度 学校安全計画（特別支援学校）

学校名 はなさき支援学校
記載者 殿村 ひとみ

月 項目			4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点			○車に気をつけ、安全に通学する	○水泳時の安全を守る	○地震・津波時の決まりを守り安全に避難する	○健康で安全な生活を送る	○車に気をつけ、安全に通学する	○運動場での決まりを守る	○火災時の決まりを守り安全に避難する	○学校行事は安全に気をつけて参加する ○事故災害の心構えを学習する	○学校行事は安全に気をつけて参加する ○事故災害の心構えを学習する	○学校行事は安全に気をつけて参加する ○事故災害の心構えを学習する	○安全生活の反省をしよう
学校行事			・始業式 ・就任式 ・入学式	・プール開き ・安全教室 ・火災避難訓練	・前期校内・現場実習(高)	・終業式 ・救急法、AED 研修 ・不審者侵入対策研修	・始業式 ・地震・津波・火災・土砂災害避難訓練	・宿泊学習(小) ・修学旅行(小) ・校内実習(中) ・後期校現場実習(高)	・特別支援学校体育大会 ・修学旅行(高)	・修学旅行(中高) ・校外学習	・始業式 ・マラソン大会	・学習発表会 ・特別支援学校駅伝大会 ・校外学習	・高校入試 ・卒業式 ・修了式
安全 全 教 育	教科		★生活・自活・道徳(小) ★生単・自活・道徳(中) ★道徳・特活(高)	★生活・自活・道徳(小) ★生単・自活・道徳(中) ★体育・道徳・特活(高)	生単・自活(小中) 体育・特活(高)	生単・自活(小中) 体育・特活(高)	★生活・自活・道徳(小) 生単・自活(中) 体育・特活(高)	生単・自活(小中) ★道徳・特活(高)	生単・自活(小) ★生単・自活・道徳(中) ★道徳・特活(高)	生単・自活(小中) 体育・特活(高)	生単・自活(小中) 体育・特活(高)	生単・自活(小中) 体育・特活(高)	生単・自活(小中) 体育・特活(高)
	学級活動		★よりよい人間関係 ・登下校の安全指導	★自他の体 ・水難事故防止指導	・地震、津波時の安全な避難の仕方	・夏季休業中の安全な過ごし方	★心と体の安全 ・登下校の安全指導 ・火災、土砂災害時の安全な避難の仕方	★心と体の安全 ・けがの予防 ・安全指導	★心と体の安全 ・けがの予防 ・安全指導	・冬休みの過ごし方	・けがの予防	・けがの予防	・安全についての反省
	通学指導		・登下校指導	・登下校指導 ・自力通学指導	・登下校指導	・登下校指導	・登下校指導 ・自力通学指導	・登下校指導	・登下校指導	・登下校指導	・登下校指導	・登下校指導	・登下校指導
	幼稚部												
	小学部		・遊具の使い方	・交通安全教室	・水泳学習の心得 ・地震・津波避難訓練 事前事後学習	・水泳学習の心得 ・防犯等安全指導 ・夏休みの安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導 ・地震・津波・土砂災害避難訓練事前事後学習	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導
	中学部		・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導	・登下校の安全指導 ・校内外での安全指導
	高等部		・交通安全指導 ・登下校方法の把握	・交通安全指導 ・自力通学指導 ・水難事故防止	・交通安全指導 ・水難事故防止	・交通安全指導 ・水難事故防止	・交通安全指導 ・自力通学指導	・交通安全指導	・交通安全指導	・交通安全指導	・交通安全指導	・交通安全指導	・交通安全指導
安全管理	対人管理	学校生活	・交通安全指導 ・登下校方法の把握	・交通安全指導 ・自力通学指導 ・水難事故防止	・交通安全指導 ・水難事故防止	・交通安全指導 ・水難事故防止	・交通安全指導 ・自力通学指導	・交通安全指導	・交通安全指導	・交通安全指導	・交通安全指導	・交通安全指導	・交通安全指導
	対物管理	学校環境	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導 ・運動場の整備	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導 ・運動場の安全点検と整備	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導 ・年末安全点検	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導	・校内安全点検 ・登下校時の駐停車誘導 ・年度末安全点検と引き継ぎ
安全確保に関する点検			・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会 ・学校保健委員会	・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会 ・学校保健委員会	・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会 ・学校保健委員会 ・危機管理マニュアルの検証
PTA等組織活動			・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会 ・学校保健委員会	・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会 ・学校保健委員会	・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会	・学校安全部会 ・学校保健委員会

※「生命(いのち)の安全教育」を実施する教科等には「★」を付ける。

いじめ防止対策基本方針

沖縄県立はなさき支援学校

1 定義、基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童などと一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

(2) いじめ防止対策における基本方針

①いじめ防止対策推進法について

- a. いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。この問題に対して社会全体で取り組むため、基本的な理念や体制を整備するために、平成 25 年 6 月に成立をした。
(施行は 9 月から) 本法律では、いじめの問題の克服に向けて、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他関係者と連携して取り組むことが謳われている。
(第3条3項)

②いじめ防止対策の基本方針

- a. 原則として『県立学校生徒指導の手引』『沖縄県いじめ対応マニュアル』(ともに沖縄県教育庁義務教育課 平成 23 年 3 月)、『沖縄県いじめ防止基本方針』(平成 26 年 9 月 30 日)に則る。
- b. いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものであることを職員が十分認識し、いじめを「しない・させない・見逃さない」ために、いじめを許さない学校づくり(未然防止)といじめの早期発見、早期対応、再発防止につとめる。
- c. いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。
- d. 学級担任や学科担当など、少数の職員のみで対応するのではなく、学部や学校全体で対応する。

③いじめの理解

- a. いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。
- b. いじめは加害・被害の二者関係だけではなく、学級や学習グループなどの所属集団の構造上の問題や「観衆」として面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気を形成することが必要である。

2 いじめ防止対策推進のための組織

(1) 組織

いじめ防止対策推進法(第22条)に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を設置し、年1回開催をする。また、事案が生じた際には随時招集する。

(2) 委員

「いじめ対策委員会」を形成する委員は、校長、教頭、事務長、部主事、教育支援コーディネーター、生徒指導部主任、養護教諭で構成する。また必要に応じて、外部関係者を招聘する。※事案によってはPTA会長も招聘する。

(3) 活動内容

- ①未然防止の推進など、本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ②教職員の共通理解と意識啓。
- ③児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④面談や相談の受け入れおよび集約
- ⑤いじめ(疑われる行為を含む)行為を発見した場合の集約
- ⑥いじめ事案への対応
- ⑦重大事態への対応

3 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) いじめ防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである(策定Q&A 6頁)。
- (2) 児童生徒が困らないようにする為の「居場所づくり」と児童生徒が主体的に活動し子ども同士が「絆づくり」をできるような場づくりに努める。また、関わり合いながら他者の役に立つ、他者から認められるといった「自己有用感」の得られるような指導を行う。
- (3) 校内研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるように努める。(いじめ防止対策推進法 第18条)
- (4) 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実、体験活動、就業体験学習の推進を図る。
- (5) 公開授業を行い、授業改善を進め、「わかる授業」づくりに努める。
- (6) 職員の言動により、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長することのないように指導の在り方には細心の注意を払う。
- (7) 全職員が全生徒の発達や成長を支援できるように全学部生徒の情報共有に努める。
- (8) 児童生徒への定期的なアンケート及び面談(必要に応じて行う)

4 いじめの早期発見の(いじめの兆候を見逃さない)ための取り組み

- (1) 学校評価(外部)にいじめに関する項目を入れ、情報収集に努める。

- (2) 地域や家庭との連携を促進する。
- (3) 職員は日頃より生徒の理解や実態把握に努め、情報を共有できるように努める。いじめの兆候がある場合は、速やかに校内委員会に報告し、組織的に対処する。

5 いじめに対する措置(対処)

- (1) いじめの発見通報を受けた場合には、速やかに校内委員会に報告をし、組織的に対応をする。
- (2) 被害児童生徒に関しては、学校が徹底して守りとおすとともに、秘密の守秘を保証する。また、家庭や関係機関と協力し、心理的ケアに努める。
- (3) 加害児童生徒に対しては、「いじめは人権侵害で、絶対に許されない行為」であることを認識し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。また、指導には全教職員の共通理解の上で、保護者や関係機関(警察など)との連携のもとで取り組む。
- (4) いじめが起きた集団に対しては、「傍観者」や「観衆」も加害者となるなど、自分の問題として認識することができるような指導を行い、いじめをやめさせるように努める。
- (5) ネット上のいじめに対しては、携帯端末の使い方など校内におけるモラル教育を進めるとともに、必要に応じて警察や法務局などの専門機関と連携し指導を行う。

6 重大事態の対応について

- (1) 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法 第28条)
 - ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- (2) 重大事態への対処
 - ・6(1)のような事態が起こった場合、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。学校が調査を実施する場合は、校内委員会が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合も、調査に着手する。(いじめの防止のための基本的な方針 26頁)

7 いじめ防止のための取り組み

- (1) 職員…人権の日(毎月)、職員朝会および職員会議での情報交換、職員研修によるいじめ問題の共通認識の確立、公開授業の実施
- (2) 生徒…いじめに関する定期的なアンケートの実施、学校活動全体を通じた道徳教育や人権教育の実施。必要に応じた個人面談の実施

(3) 保護者…四者面談による聞き取り、学校外部評価による情報収集

8 その他

(1) 本方針の評価や検証はPDCAサイクルにより行い、必要に応じて改善を行う。

(2) 本方針策定後は本校HPにて公開をし、保護者や地域への情報発信を行う。(いじめ防止等のための基本的な方針 22 頁)

【参考資料】

- ・『沖縄県いじめ防止基本方針』（平成 26 年 9 月 30 日）
- ・「いじめ防止などのための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）
- ・「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月成立）
- ・『沖縄県いじめ対応マニュアル』（平成 23 年 3 月 沖縄県教育庁義務教育課）
- ・『「生徒指導リーフ」「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A』
（平成 25 年 11 月 文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）

平成 27 年 4 月 1 日 策定

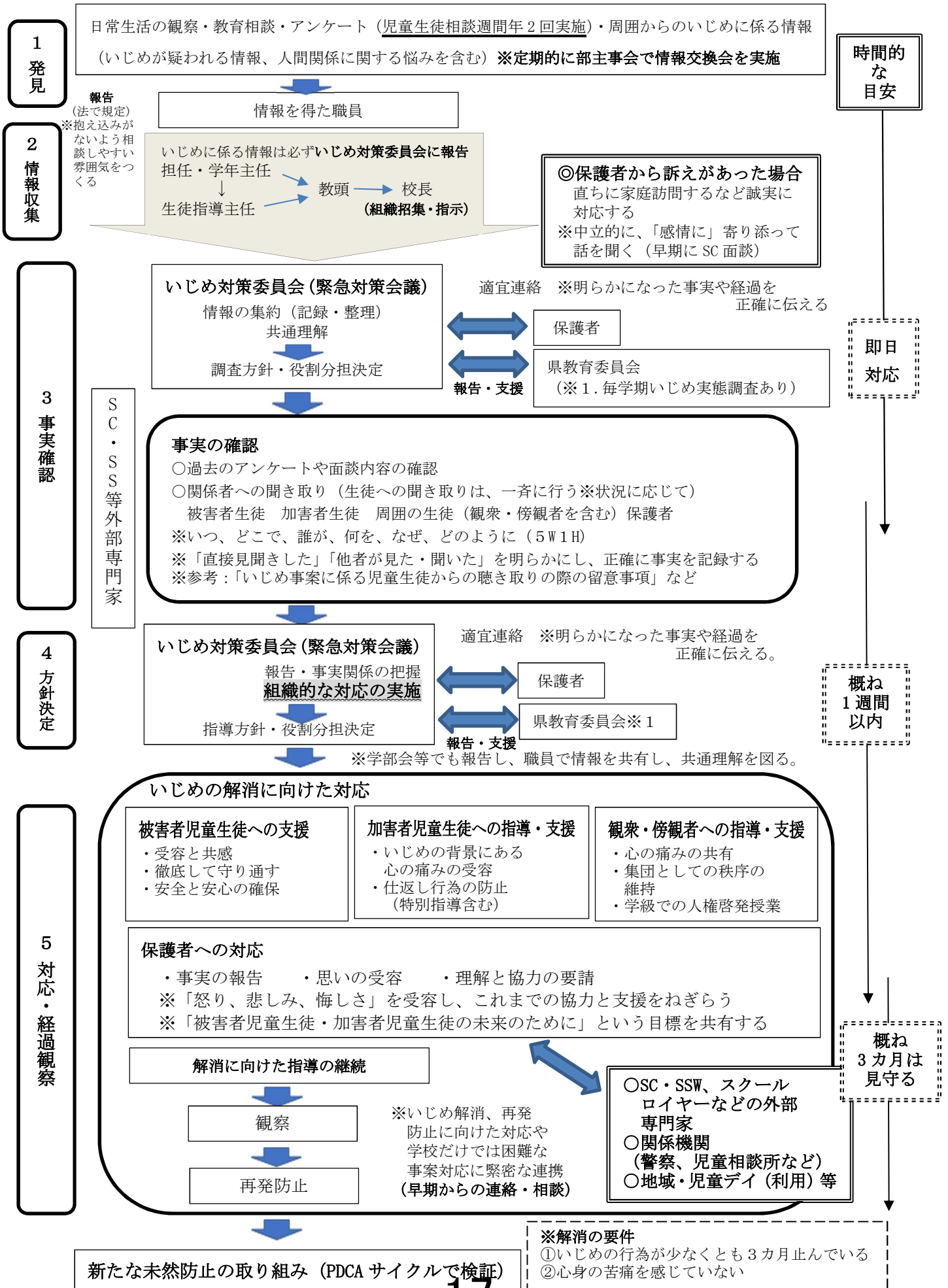
平成 28 年 4 月 1 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 4 年 3 月 29 日 改訂

令和 7 年 4 月 1 日 改訂

いじめ事案対応フローチャート（組織対応の流れ）



VII 健康教育全体計画

1. 令和7年度 学校保健計画

学校名 沖縄県立はなさき支援学校

月		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点		生活習慣を整えよう	自分の体を知ろう	歯と口の健康を守ろう	暑さに負けない体をつくろう	応急手当について知ろう	感染症を予防しよう	目を大切にしよう	からだ（性）について知ろう	寒さに負けない体をつくろう	感染症を予防しよう	耳を大切にしよう 1年間の健康生活を振り返ろう
学校保健 関係行事		定期健康診断 新入生オリエンテーション	緊急時シミュレーションビデオ 視聴月間	歯と口の健康月間	緊急時シミュレーション、救急 救命法	身体測定	臨時健康診断 感染症予防月間	読書月間	給食室点検	身体測定 臨時健康診断 緊急時シミュレーション	薬物乱用防止講話 次年度に向けた健康管理	新入生オリエンテーション
保健 管理	対 人 管 理	食物アレルギー対応 服薬管理 健康相談 定期健診事前調査 定期健康診断 保健面談			職員定期健康診断	身体測定 疾病治療状況把握	宿泊行事・陸上大会 事前検診・事前調査 全国学校保健調査	宿泊行事・陸上大会 事前検診 宿泊行事前健康調査	受診勧告	身体測定 疾病治療状況把握 駅伝大会事前検診	在校生保健面談 新転入生保健面談	受診勧告
			健康診断事後措置 体重測定									
		消毒・環境保清 AED点検 水質検査 大掃除										
	対 物 管 理											
保 健 教 育	教科等	科目 保健	(小中高) プール学習							★心の健康		
		関連 教科	(小) 生単 清潔・体の保清 (高) 前期実習にむけて	★(小) 生命の安全教育		(小) 宿泊学習にむけて (中・高) 後期現場実習にむけて	(小) 修学旅行にむけて (中) 修学旅行にむけて	(高) 修学旅行にむけて	★(高1・2) 生と性の学習 (高) 薬物乱用防止講話		★(高3) 生と性の学習	卒業前保健指導 生活習慣
		総合	感染症予防									
	特別 活動	H R	健康診断について (高) 手洗いの仕方	★心の健康	歯と口の健康について	夏休みの過ごし方			冬休みの過ごし方			春休みの過ごし方
		生徒 会			よい歯の表彰			よい歯の表彰				
	個別 ・ 日常 指導	感染症予防										
		歯磨き指導										
		肥満指導										
		生活習慣			生活習慣 熱中症予防		目の健康	けがの手当	生活習慣			生活習慣 耳の健康
	組織活動	保健教育部会 安全衛生委員会 学校保健委員会 医療的ケア実施委員会 アレルギー検討委員会			学校保健委員会	医療的ケア実施委員会					学校保健委員会 医療的ケア実施委員会	
			医療的ケア実施委員会									

※「生命（いのち）の安全教育」を実施する教科等には「★」を付ける。

2. 健康診断日程

学校医：普久原 浩 先生 学校歯科医：吉岡 匡 先生

項目	対象者	予定日	場所	注意事項等	
身体 測定	小学部①	4/14（月）	各教室	・体育着着用（作業着・制服不可） ・健康観察簿の記入欄に結果を記入	
	小学部②	4/15（火）			
	中学部	4/16（水）	2階エレベーター前		
	高等部	4/9（水）	3階エレベーター前		
視力 検査	小学部①	4/17（木）	各教室付近	・中、高は身体測定と同日実施 ・眼鏡を忘れずに持参 ・眼鏡を使用している者は矯正視力のみ ・健康観察簿の記入欄に結果を記入 ・担外職員へ応援依頼	
	小学部②	4/21（月）			
	小学部③	4/22（火）			
	中学部	4/16（水）	視聴覚		
	高等部	4/9（水）	音楽室		
聴力 検査	小1・2年	5/7（水）	調整中		
	小3・5年	5/8（木）			
	中1・3年	4/24（木）			
	高1・3年	4/23（水）			
尿・ ぎょう虫 検査	高のみ	4/30・5/1	保健室前へ提出	・保健室へ提出時、担任が名簿に丸をつける	
	回収日①	6/3・4	※朝10時まで！		
	回収日②	6/17・18	時間厳守		
心電図 検査 9:00	小学部	4/30（水）	保健室	・体育着着用（作業着・制服不可） ・検査前は運動を控える	
	中学部 高等部	5/1（木）			
胸部 レントゲン 14:00	高1年	5/1（木）	玄関前の検診車	・体育着または無地のTシャツ着用 ・男子は玄関、女子は保健室へ集合	
内科 検診 12:55	小学部	5/2（金）	保健室	・体育着着用が望ましい	
	中学部 高等部	5/7（水）			
	未検者	5/9（金）			
歯科 検診	小4～6 中学部	6/12（木） 10:00～	保健室	・開口が苦手な児童生徒は歯ブラシ持参	
	小1～3 高等部	6/19（木） 9:20～			

①健診日程は変更になることがあります。ご協力のほど宜しくお願いします。

②各学部へ健康診断実施要項を1部配布しますので、検査方法等、ご覧下さい。

③検査に対する恐怖心を和らげより正確に検査を行うために、繰り返し事前練習をお願いします。

（歯科検診、心電図検査、視力検査 など）

7 学校における医療的ケアについて

学校における医療的ケアは、県の事業体制と校内の医ケア実施委員会にて運営されています。また、本校の医療的ケアに関しての全体調整は、教頭・養護教諭が行います。

○特別支援学校における医療的ケア実施要綱

第1条 (目的)

日常的・応急的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通学する沖縄県立特別支援学校に看護師を配置することにより、当該医療的ケアを必要とする児童生徒等に係る学習環境を整備するとともに、保護者等の付添い介護の負担軽減を図り、もって学校における教育の充実を図ることを目的とする。

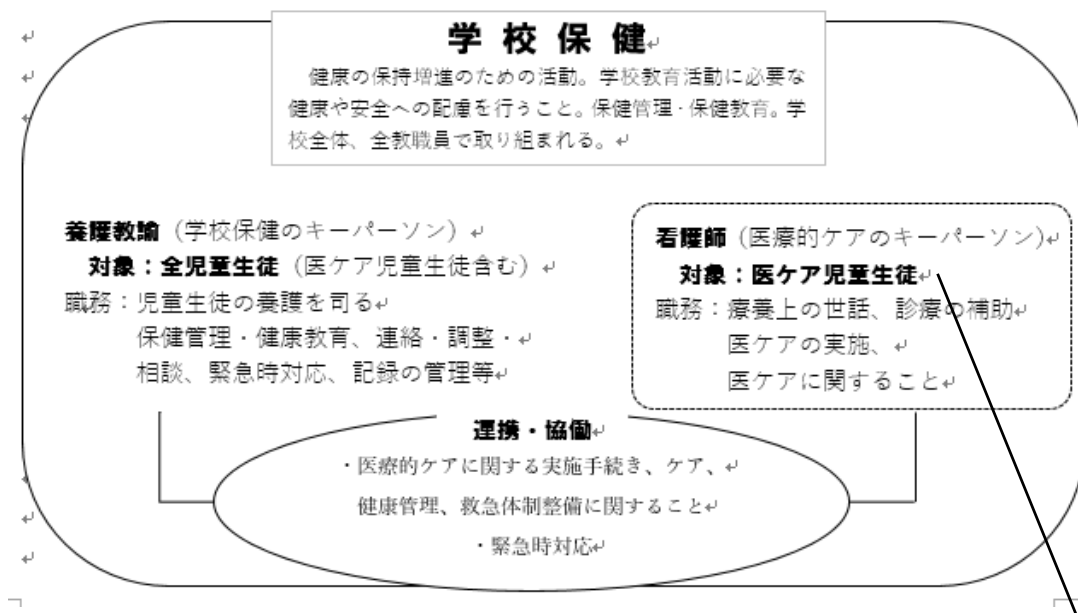
→ つまり、家庭で保護者が行っている、その子どもに必要な医療行為(吸引、経管栄養、導尿、その他の医療的生活援助行為)を、学校において医師の指示の下で、保護者以外(看護師、特定の教職員)が実施できる体制のこと。

※学校看護師が実施できるケア内容は

①吸引 ②経管栄養 ③導尿 ④その他の医療的な生活援助行為等 です。



学校保健と養護教諭・看護師の業務分担



※看護師によるケアの対象となるのは、医療的ケアの申請手続きを行った児童生徒のみです

医療的ケア実施までの流れ

① 保護者からの申請

「医療的ケア実施申請書」(様式第1号)・・・ (保護者記入) ※別紙
「医療的ケア実施指示書」(様式第2号)・・・ (主治医記入) ※別紙

} 申請手続きに必要な書類です。

② 校内医療的ケア実施委員会での検討

①の用紙をもとに、学校内で「医療的ケア実施委員会」を開き、校長から「医療的ケア実施認定」を行います。

③ 保護者から看護師・教諭への伝達

保護者から学校看護師や担任担当へ、お子さんの実態や実際行っている医療的ケアの手技やポイント、緊急時の対応などを伝授研修(実際に実技を行って見せる、看護師の手技を確認したりする)をしてもらいます。

④ 校長からの「医療的ケア決定通知」と保護者の「実施同意」

保護者あてに学校より「医療的ケア決定通知書」が通知されます。

それについて保護者にて内容を確認し、「実施同意書」を提出していただきます。



学校での医療的ケア開始

医療的ケア開始後は・・・

担任・養護教諭・看護師等は、保護者と協力・連絡・相談等を重ねながら、安全な医療的ケアを実施していきます。

保護者の方との協力・連絡・相談とは

○ 付添いの緩和について

付添いの緩和については、日々の健康状態が安定し体調が良好であること、緊急時の体制が整えられていること、看護師が医療的ケアの範囲・内容に充分対応できていること等の条件をもとに、校内医療的ケア実施委員会を経て校長の認定をもって決定します。

校外学習や泊を伴う行事は保護者が付添いケアを行います(本校の看護師配置数は1名のため、校外学習への看護師帯同は、現在行っていません)。

○ 登下校時について

登下校時は保健室にて4者(保護者・看護師・養護教諭・担当教諭)での健康チェックを行います。ご家庭での様子が記入された「医療的ケア実施記録連絡票」(様式第6号)も確認します。

【登下校時の移動支援や放課後等デイサービスを利用する場合】

・対象者は健康状態が日常的に安定している児童生徒。

・「保護者代理人による送迎に関する確約書」(保護者・代理人記入)を提出し、保護者代理人による送迎を行う。保護者代理人は、保護者として登下校の健康チェックに参加する。

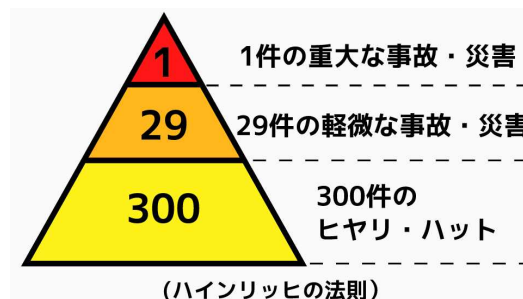
8 本校でのヒヤリハット事例の共有について

ヒヤリハットについて

医療的ケアだけでなく、広く事故発生に関する法則として「ハインリッヒの法則」が知られています。

これは、アメリカ人のハーバード・ウィリアム・ハインリッヒ（Herbert William Heinrich、1886～1962年）が、労働災害の事例の統計を分析した結果、導き出した法則で、1929年にハインリッヒが発表した論文で紹介されました。

1件の重大事故の背後には29件の軽微な事故があり、さらにその背景には300件の以上（事故にならなかったもののヒヤリとしたり、ハットとした事例）が存在するというものです。



※ウィキペディアより

（１） 定義

厚生労働省が作成した「リスクマネジメントマニュアル作成指針」において、ヒヤリハットについて次のように定義されています。患者に被害を及ぼすことはなかったが、日常診療の現場で、“ヒヤリ”としたり“ハッ”としたりする経験を有する事例 具体的には、ある医療行為が、
（１）患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合

（２）患者には実施されたが、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合等を指す。

（２） 特別支援学校における医療的ケアのヒヤリハットの考え方

厚生労働省の「リスクマネジメントマニュアル作成指針」における定義の文言のうち、例えば「患者」を「児童生徒」、「日常診療の現場」を「日常の学校生活」と置き換えるだけでなく、「医療的ケアの実施に限定することなく、児童生徒に被害を及ぼすことはなかったが学校生活の場において、ヒヤリとしたり、ハッとしたりする事例に加え、担当者が疑問に感じたすべての事例」と幅広く捉える必要があります。

大切なことは、安全で確実な医療的ケアを実施するためにヒヤリハット事例を活用することが目的であって、担当者がミスを追及されたり、責任を問われたりといったことがないようにしなければなりません。

※それぞれの事例を個人の問題としてではなく、組織の問題としてとらえるようにする必要があります。

※千葉県教育庁 教育振興部特別支援教育課発行

「医療的ケアにおけるヒヤリハット活用ハンドブック」より抜粋

（３） 本校でのヒヤリハット事例の収集方法

※個人のミスを追及したり責めるのものではなく、学校全体で事故につながりそうな状況を共有改善し、重大事故を組織的に防止することが目的です。

① ヒヤリハット報告を行う対象・事例

- a 医療的ケアだけでなく、全児童生徒、学校生活全般が対象
 - b 大きな事故につながるおそれがある状況（異食・誤飲、上階の手すりから身を乗り出した等）
 - c 病院受診が必要なけが
 - d 他害
 - e エスケープ
 - f その他、施設・設備、実施方法の改善や全体での共通確認等が必要と考えられる“ひやり”としたり“はっ”とした場面
- ※学校という性質上、軽微な外傷等（運動場で走っているときに転んだなど）は対象としない

② ヒヤリハット事例の報告と共有方法

- a ヒヤリハット事例発生・発見時に、その都度 Teams のチャンネル『ヒヤリハット報告＆保健関係情報共有』から Forms で入力（作成は当事者または発見者）
- b 報告されたヒヤリハット事例は、同じチャンネル内の『ヒヤリハット一覧』から確認
- c 部主事等連絡会で事例検討。重大事例は管理者から周知（部主事等連絡会で決定）。

学校給食・食に関する指導年間計画（沖縄県立はなさき支援学校）

【 学校教育目標 】

21 世紀に生きる日本国民として、我が国の歴史と文化を継承発展させ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し社会の変化に主体的、積極的に対応できる知識・技能・意欲・態度等を備え、心豊かで、たくましく生き、個々の実態や適性に応じた自立と社会参加・貢献ができる児童生徒を育成する。

【 食育の視点 】	【 食に関する指導の目標 】	【 第 4 次食育推進計画 】
①食事の重要性 ②心身の健康 ③食品を選択する能力 ④感謝の心 ⑤社会性 ⑥食文化	食に関する体験的な活動を通して、生活に必要な食事の語句やマナー、食事を選択する能力を一人一人が身に付け、主体的によりよい食生活を形成する能力を養う。	①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 ②持続可能な食を支える食育の推進 ③新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

各学部の発達段階に応じた食に関する指導の到達目標

小学部 ○食べることに興味・関心を持たせ、食べる意欲を高める。 ○食事のきまりや食べ方、片付けの仕方を身に付け、自分のことは自分でできる力を育てる。 ○食に関する語句を習得し、日常生活で活用できる力を育てる。	中学部 ○日常の食事と健康は深いつながりがあることを知り、好き嫌いせずにバランスのよい食事の大切さを理解する。 ○食事のマナーやきまりを理解し、思いやりの気持ちを持って、その場にふさわしい行動ができる力を育てる。 ○自然の恵みに感謝して食べる事ができる。	高等部 ○卒業後の生活を健康的に過ごせるように望ましい食習慣を身につけ栄養のバランスを考えて食材を選ぶ事ができる。 ○食べ物の流通に関心を持ち、食に関わる様々な人たちに感謝する気持ちを育てる。
---	--	--

食育目標と地場産物の活用

月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
給食目標		給食のきまりを守って楽しい食事にしよう	食べ物に関心を持とう	よくかんで食べよう	暑さに負けない食事をしよう		生活のリズムを整えよう	良い姿勢で食べよう	給食への感謝をしよう	寒さに負けない食事をしよう	給食週間について知り給食に感謝しよう	好き嫌いをしないで食べよう	1 年間の反省
給食指導	学級指導	・正しい手洗いの仕方 ・正しいはしの使い方 ・正しい食べ方 ・食事のマナー	・給食に使われている食品名 ・食べ物の働き ・食品の分類と3つの働きを知る	・かむ力とは ・かみごたえのある食べ物 ・何回かむと良いのか	・暑さに負けない食事をしよう ・冷たい物やおやつを取りすぎに気をつける		・食事、睡眠、運動 睡眠を正しく行い生活のリズムを整える ・早寝、早起き、朝ご飯	・良い姿勢で食べる ・食器を正しく持って食べる	・食べ物を大切にすること ・給食に携わる方々に感謝する	・体を暖かくする食べ物について知る ・かぜを予防する食べ物を知る	・給食週間について知る ・地場産物について	・好き嫌いをなくすることの大切さ	・正しい食事の習慣やきまりは守られか ・当番や係の仕事は協力してできたか
	栄養指導	給食のマナーについて ・手の洗い方 ・はしの持ち方 ・食品名、働きについて		よく噛むことの効用と働きについて 暑さに負けない食事について			生活のリズムを整える 良い姿勢で食べる		食べ物を感謝して食べよう 寒さに負けない食事について		給食週間について 郷土料理・地場産物について		自分の食事について考えよう
献作時の配慮	旬の食材	グリーンアスパラ、さくら、アスパラ、かつお、新玉ねぎ、筍、キャベツ		梅、あじ、なす、トマト、しやし、きゅうり			さんま、里芋、きのこ類、さつま芋、栗、さば、柿、梨、ぶどう		鮭、れんこん、ほうれん草、大根、ぶり、わかさぎ		小松菜、春菊、白菜、みかん、長ねぎ、ブロッコリー		ごぼう、いちご
	地場産物の利用	ハンダマ、ンジャナ、フーチー、エンサイ、アセロラ、もずく、		おくら、ゴーヤー、へちま、パッションフルーツ			冬瓜、へちま、モイ、紅芋、パパイア、ドラゴンフルーツ、シークワーサー		からし菜、島大根、島こんじん、ンスナパー		島大根、島こんじん、田芋、タンカン、アーサ		島らっきょ、いんげん、ひじき
	食文化の継承	浜下	端午の節句	ユッカヌヒー 慰霊の日	七夕	旧盆	トーチカ 十五夜	カジマヤー	勤労感謝の日	冬至	七草粥 旧正月	節分	ひな祭り
	給食	開校記念日、三月ウマチー	アプシパー	カミカミ給食	県産品奨励月間		非常食給食	目の愛護デー	カミカミ給食	クリスマス	給食週間	琉球漆器使用	リクエスト給食
行事	学校	始業式、入学式 開校記念日	給食式食会		終業式	夏季休業	始業式 避難訓練			終業式 冬季休業	始業式	文化祭	入試、卒業式 終了式
保護者地域との連携		予定献立表、給食メニューなどの情報発信、給食式食会、学校保健委員会（献立検討、物資選定、衛生管理）、食物アレルギーの対応と相談											

<沖縄県立はなさき支援学校個人情報保護方針>

1. 沖縄県立はなさき支援学校（以下、本校）では、本校 WEB サイトご利用者の個人のプライバシーを尊重し、個人情報保護に関する法令及びその他の関連した規範の厳守に努める。
2. 個人情報の定義
 - ・本校では、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、特定の個人を識別することができる情報を個人情報と定義とする。
3. 個人情報の収集について
 - ・本校 WEB サイトにおいて利用者の個人情報を取得しようとする際は、その利用目的を明確に定めて告知し、その目的の範囲内に限り、適法かつ公正な手段により取得する。また、個人情報の利用は、その利用目的から逸脱しない範囲とする。
4. 個人情報の利用目的について
 - ・本校 WEB サイトにて提供された利用者の個人情報は、以下の目的で利用する。
 - ・説明会や行事等、各種ご案内の送付
 - ・各種説明会等への参加申し込み受付
 - ・ご意見やご質問等に対する返答
 - ・法令に基づき、司法機関や行政機関等より、個人情報を開示するよう求められた場合
上記以外では、特別の事情がない限り、本人の承諾無く第三者に開示・提供することはない。
5. 個人情報の管理について
 - ・本校は、本校 WEB サイトで収集した個人情報を、細心の注意を持って適切に管理するために、個人情報の紛失、漏洩、破損及び改ざん並びに個人情報への不正アクセス等に対し、必要な防止措置を講じる。
6. 個人情報の開示・訂正・削除について
 - ・本校が維持管理する個人情報について、本人より自己の個人情報の開示・訂正・削除の請求があった場合は、本人であることを確認の上、請求内容に対応する。
7. 個人情報に関するお問い合わせの対応
 - ・本校が保有する個人情報に関する各種問い合わせ（個人情報の開示・訂正・削除の請求 および苦情・相談）に対しては、法令の定めるところに従って、合理的な範囲で適切かつ迅速に対応する。また、そのために必要な体制の整備に努める。
8. 個人情報保護方針の変更
 - ・本校 WEB サイト利用者の個人情報の保護をより一層図るため、もしくは、法令の制定や変更等に伴い、個人情報保護方針を変更することがある。
9. 継続的改善
 - ・本校では、個人情報保護に関する管理の体制と仕組みについて、継続的改善を実施する。

スクールバス利用者の心得

スクールバスを利用する場合、次の点をしっかり守ってください。

- (1) スクールバスを利用する場合、毎年「スクールバス利用申込書（兼希望者調べ）」をバス部に提出し、乗車許可後は、「スクールバス利用誓約書」を提出してください。
- (2) 自宅及び、バス停から、自力で登下校する場合、毎年「確約書」を提出してください。
また、通学支援、デイサービスを利用する場合は、保護者代理人による「誓約書」を提出してください。
- (3) スクールバス運行について、不明な点があった場合等は必ず学校と連絡をとって確認してください。（学校TEL 098-989-0192 ※朝8時以降にしか繋がりません）
- (4) バスの中に忘れ物があり、記名のない物については、その対処に困っています。
子どもの持ち物については、必ず記名してください。
- (5) 児童生徒の管理には十分気をつけておりますが、それでも子ども同士がケンカすることがあります。その際、爪で相手を傷つけることがありますので、爪はちゃんと切ってください。
- (6) 児童生徒の情緒の安定が困難な場合や、安全の確認や健康状態が厳しい状況の場合は、保護者で送迎をお願いします。
- (7) スクールバスの乗車前・乗車時・下車時においては、次の点を守ってください。

〔乗車前〕

- ① 定められたバス停に、予定時刻 5 分前に待つ。
- ② バスを待つ場合は、保護者等の責任者同伴で安全な場所で待つ。
- ③ 乗車人数の多いバス停では、乗車マナーを守り、並んで待つ。
- ④ 自宅から出るときは事前にトイレを済ましてバスに乗車する

〔乗車時〕

- ① バスが完全に停止してから、介助員の指導に従って行動する。
- ② 車内では、ふざけたり、座席を離れたり、勝手な行動はしない。
- ③ 窓から手や顔を出したり、窓から外に物を投げない。
- ④ 座席は、できるだけ決まった座席に座る。
- ⑤ バスの中は、いつも清潔にして楽しい雰囲気にする。
- ⑥ 元気よく朝のあいさつ「おはようございます」をする。
- ⑦ 車内へ飲食物の持ち込みは禁止。
(朝食等は、乗車前に食べさせるようにお願いします。)
- ⑧ 車内への危険物の持ち込みは禁止（例えば、カッター・ハサミ等）

〔下車時〕

- ① 下校時は利用者が少ないため、定刻時刻より早めに着くため、介助員と相談して下さい。
- ② 完全にバスが停止してから、介助員の指示に従って行動する。
- ③ バスから下車する場合は、車内に忘れ物をしないように注意する。
- ④ 保護者は、迎えの時刻の 5 分前までにバス停で待つ。
- ⑤ 下車時には、道路の安全確認を必ず行なう。
- ⑥ 道路を横断する場合は、安全を確認してから横断する。
- ⑦ スクールバスの前には絶対に出ない。
- ⑧ 「さよなら」のあいさつをする。

- (9) 発熱や発作、パニック等により登校時の乗車が厳しいと判断される場合は、学校に連絡して下さい。また下校時の場合は担任が電話連絡しますので、その際には保護者は学校まで児童生徒を迎えに来てください。
- (10) 保護者の個人的な所用等の都合で、乗車場所や下車場所を変更することはしないようにしてください。
- (11) スクールバスで下校した児童生徒を保護者が迎えることができない場合は、その児童生徒は学校へ戻ることになります。その際、担任が保護者へ連絡しますので、保護者は必ず学校まで児童生徒を迎えに来てください。
- (12) 各スクールバスの乗車定員は40名で、それを超える場合は、児童生徒の安全管理上、乗車できません。
- (13) スクールバス利用者（登録者）に欠員が生じたとき、スクールバス利用希望者の希望を受け入れます。なお、利用希望者の受け入れ順は、自宅から学校までの距離やその他の条件を勘案し決定いたしますので、ご理解ください。
- (14) スクールバス利用者（登録者）で、月にわずかしかスクールバスを利用しない場合には、スクールバス利用希望者にその席（登録）をお譲りください。
- (15) スクールバスを利用する場合、子どものみをバス停留所に待たせることは、絶対にしないでください。
- (16) 新しくスクールバス利用が認められた者は、必ず「**スクールバス利用誓約書**」を学級担任に通してバス部に提出してください。提出のない場合は、スクールバス乗車はできません。
- (17) **暴風警報発令時**でのスクールバスの運行は、次のとおりとなります。
- ① テレビやラジオ等で暴風警報は発令された場合、学校は臨時休業となります。したがって、スクールバスは運行しません。
 - ② 午前6時までに暴風警報が解除になった場合、**通常に登校**となります。
 - ③ 午前7時までに暴風警報が解除になった場合は、**1時間遅れ登校**となります。
(スクールバスは8時発になりますので、通常より1時間遅れとなります。)
なお、下校時刻は通常通りです。
 - ④ 登校後に暴風警報が発令され、緊急に下校させる必要がある場合は、学校から保護者に、スクールバスの学校出発時刻とバス停留所到着予定時刻を連絡します。なお、バス停留所で児童生徒を迎えることができなかった保護者は、学校まで迎えに来てください。
- (18) 各コースのスクールバス運行予定時刻表及び運行路は、別紙に記載しています。
- (19) 夏場以外にも、クーラーを使用する為、体温調整が難しい児童生徒には羽織る物を持たせる様にして下さい。

はなさき支援学校運行図 (北谷)

町営宅前
航空隊入口
上勢頭バス停
浜川小学校前
北谷町中央公民館前
南桃園三丁目
北谷小学校入口
高宮城アパート前

球陽高校前
吉原入口

県営美浜団地前
団地入口

北玉小学校入口
謝苺入口

北前バス停

市営伊佐住宅前

新城バス停
喜友名バス停
伊佐バス停

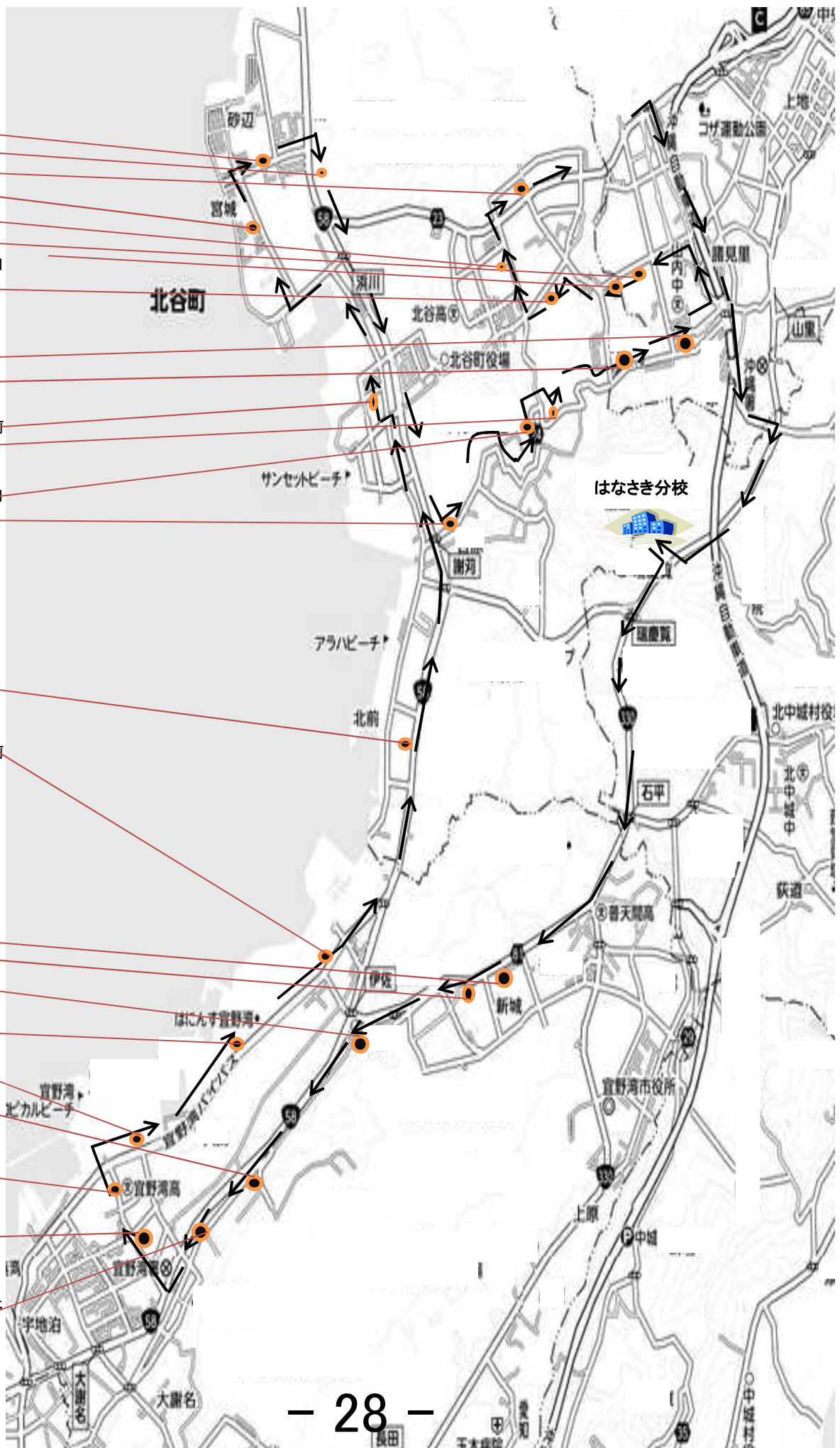
愛誠園前

コンベンション前
大山バス停

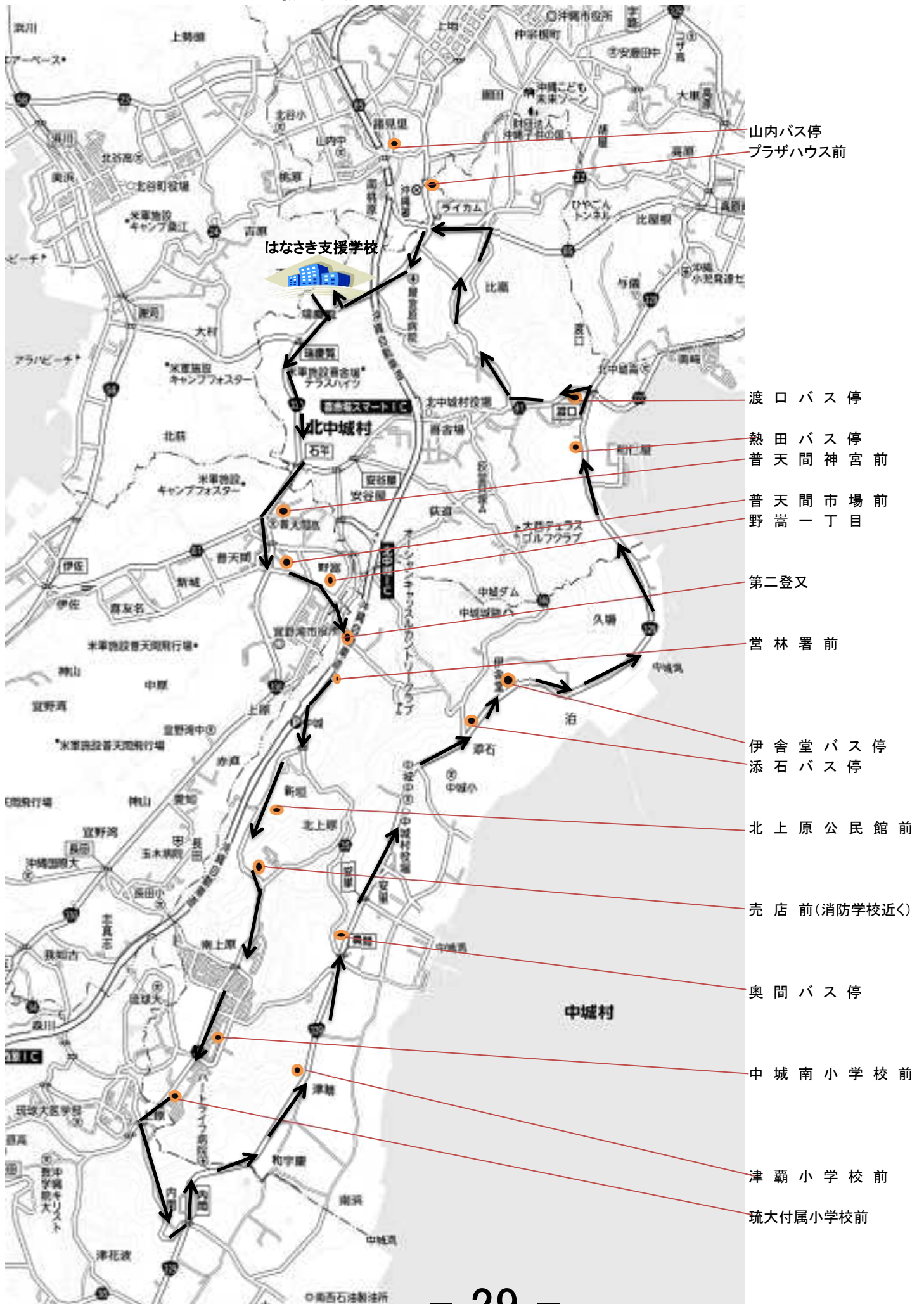
宜野湾校前

第二真志喜

第一大山バス停



はなさき支援学校運行図 (中城)



令和7年度 【中城コース】 スクールバス運行時刻表

学校出発時間 バス停名	登校時刻	中送り時刻	後送り時刻	学校発時刻①	学校発時刻②	台風時時刻
大平バス停	7:05	14:15	15:15	13:15	11:45	8:05
普天間神宮前	7:08	通過	15:18	13:18	11:47	8:08
普天間高校前	7:13		15:22	13:22	11:52	8:13
★普天間市場前	7:14		15:27	13:27	11:57	8:14
★野嵩二丁目	7:15	14:25	15:28	13:28	11:58	8:15
野嵩一丁目	7:17	14:27	15:30	13:30	12:00	8:17
★第二登又バス停	7:20	14:28	15:31	13:31	12:01	8:20
★第二登又バス停	7:22	通過	15:32	13:32	12:02	0:00
営林署前バス停	7:24		15:33	13:33	12:03	8:24
★北上原公民館前	7:26	14:33	15:36	13:36	12:06	8:26
売店前 (消防学校近く)	7:28	通過	15:38	13:38	12:08	8:28
★南上原バス停	7:30	14:37	15:40	13:40	12:10	8:30
★中城南小学校	7:34	14:41	15:41	13:41	12:11	8:34
★琉大東口	7:40	14:42	15:42	13:42	12:12	8:40
★琉大付属小前	7:43	14:43	15:43	13:43	12:13	8:43
上原バス停	7:45	14:44	15:44	13:44	12:14	8:45
津覇小学校前	7:58	14:52	15:52	13:52	12:17	8:58
★奥間バス停	8:00	14:54	15:54	13:54	12:19	9:00
安里バス停	8:01	14:55	15:55	13:55	12:20	9:01
当間バス停	8:02	14:56	15:56	13:56	12:21	9:02
★中城村役場前	8:03	14:57	15:57	13:57	12:22	9:03
屋宜バス停	8:04	14:58	15:58	13:58	12:23	9:04
★中城小前バス停	8:05	14:59	15:59	13:59	12:24	9:05
添石バス停	8:06	15:00	16:00	14:00	12:25	9:06
泊バス停	8:08	15:02	16:02	14:02	12:27	9:08
久場バス停	8:09	15:03	16:03	14:03	12:28	9:09
★久場崎バス停	8:10	15:04	16:04	14:04	12:29	9:10
第二久場	8:11	15:05	16:05	14:05	12:30	9:11
熱田バス停	8:13	15:06	16:06	14:06	12:31	9:13
和仁屋バス停	8:14	15:07	16:07	14:07	12:32	9:14
★渡口バス停	8:15	15:08	16:08	14:08	12:33	9:15
山内バス停	通行無し	15:22	16:22	14:22	12:47	通行無し
比嘉バス停		15:24	16:24	14:24	12:49	
プラザハウス前		15:25	16:25	14:25	12:50	
学校着 (27km)	8:30	15:00	16:30	14:30	12:55	9:30

※ 利用生徒が居ない場合、ショートカットして、コース外も走行する事があります

※ 中送りは後送りとの兼ねいの為、南上原バス停までとなっています

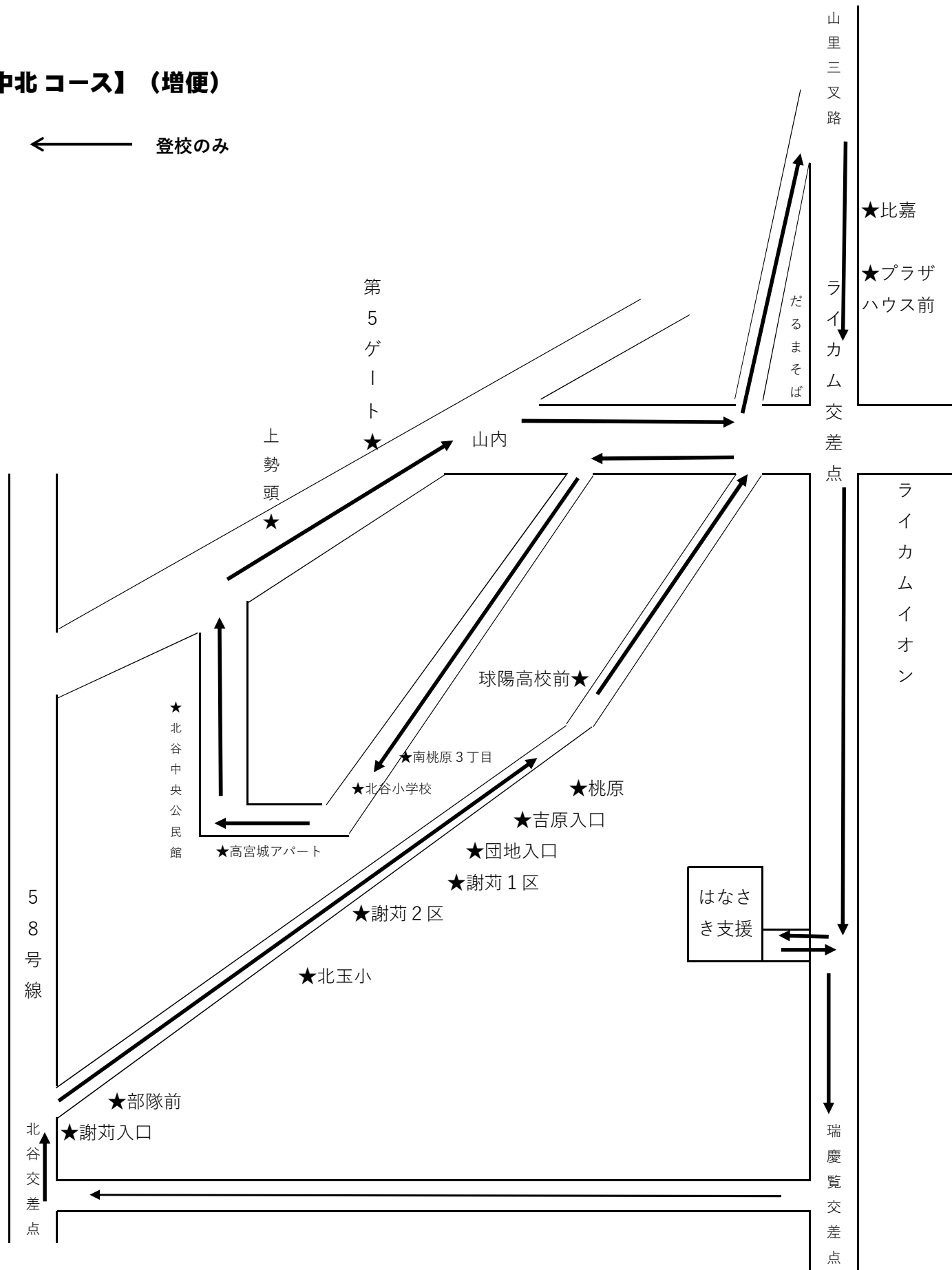
※ ★印は現在生徒児童が乗車しています

※ 台風時は午前7時までに解除になった場合は、1時間遅れで始業します。
(スクールバスは8時発になりますので、通常より1時間遅れとなります。)

なお、下校時刻は通常通りです。

令和4年4月～

【中北コース】（増便）



令和6年度 スクールバス運行時刻表 中北コース

はなさき支援学校

バ ス 停 名	学校出発時間	登校時刻
		7:30
謝苅入口		7:43
★ 部隊前		7:44
★ 北玉小入口（又吉精肉店）		7:46
謝苅二区		7:47
謝苅一区		7:48
団地入口		7:50
★ 吉原入口		7:52
★ 桃原バス停		7:53
★ 球陽高校前		7:55
★ 南桃原三丁目		8:00
★ 北谷小学校入口		8:02
★ 北谷第二小前		8:03
★ 北谷町 中央公民館前		8:07
★ 上勢頭バス停		8:15
第五ゲート前		8:16
★ 比嘉バス停		8:25
★ プラザハウス前		8:26
学 校 着 （16km）		8:35

※ 中北コースは登校のみ、下校利用者は北谷コースになります。

※ ★印は現在生徒児童が乗車しています

沖縄県立はなさき支援学校 衛生委員会規約

〈名称〉

第 1 条 本委員会は、沖縄県立はなさき支援学校衛生委員会（以下「委員会」という）と称する。

〈目的〉

第 2 条 委員会は、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、学校保健法及びこれらに基づく関係法令に定めるもののほか、沖縄県教育委員会訓令 6 号沖縄県職員安全衛生管理規定に基づき、本校職員の安全及び健康ならびに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

〈業務〉

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、校長に意見を述べることができる。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康増進を計るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

〈組織〉

第 4 条 委員会の委員は教育委員会訓令 6 号沖縄県学校職員安全管理規定 26 条により、次の構成員とする。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 安全衛生責任者（校長） | (5) 事務長 |
| (2) 安全衛生推進者（教頭） | (6) 部主事（教務主任） |
| (3) 衛生管理者（体育科職員） | (7) 養護教諭 |
| (4) 産業医 | (8) 職員団体代表 |

〈役員〉

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名
- (3) 幹事 2 名

〈役員の選出〉

第 6 条 委員長は安全衛生責任者（校長）をもって充てる。

- 2 副委員長は安全衛生推進者（教頭）、衛生管理者（体育科職員）をもって充てる。
- 3 幹事は養護教諭および教務主任をもって充てる。

〈役員の職務〉

第 7 条 委員長は会務を掌理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐する。
- 3 幹事は会議の運営及び会務の処理にあたる。

〈任期〉

第 8 条 役員及び委員の任期は 1 年とし、毎学年度始めから学年度末までとする。但し再任を妨げない。

〈会議〉

第 9 条 会議は原則として月 1 回とし、会議の議長は安全衛生推進者（教頭）が努める。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議を臨時に開催することができる。

付則 この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年度 はなさき支援学校 週時程表

	小学部		中学部・高等部
生徒登校	8:40～ 8:50	生徒登校	8:40～ 8:50
1校時	8:50～ 9:35	1校時	8:50～ 9:40
2校時	9:45～10:30	2校時	9:45～10:35
3校時	10:45～11:30	3校時	10:45～11:35
4校時	11:40～12:25	4校時	11:40～12:30
給食	12:25～13:00	給食	12:30～13:05
生活	13:00～13:15	生活・職業	13:05～13:15
5校時	13:15～14:00	5校時	13:15～14:05
6校時	14:10～14:55	6校時	14:10～15:00
下校	小1) デイビース 14:10 / スパス 14:15 小2) 月・火・水・金 デイビース 14:10 / SPバス 14:15 木 デイビース 15:05 / SPバス 15:15 小3) 水・金 デイビース 14:10 / SPバス 14:15 月・火・木 デイビース 15:05 / SPバス 15:15 小4・5・6) 月・火・水・木 デイビース 15:05 / SPバス 15:15 金 デイビース 14:10 / SPバス 14:15		中) 月～木 15:15下校 金曜日 14:15下校 高) 月～金 15:15下校

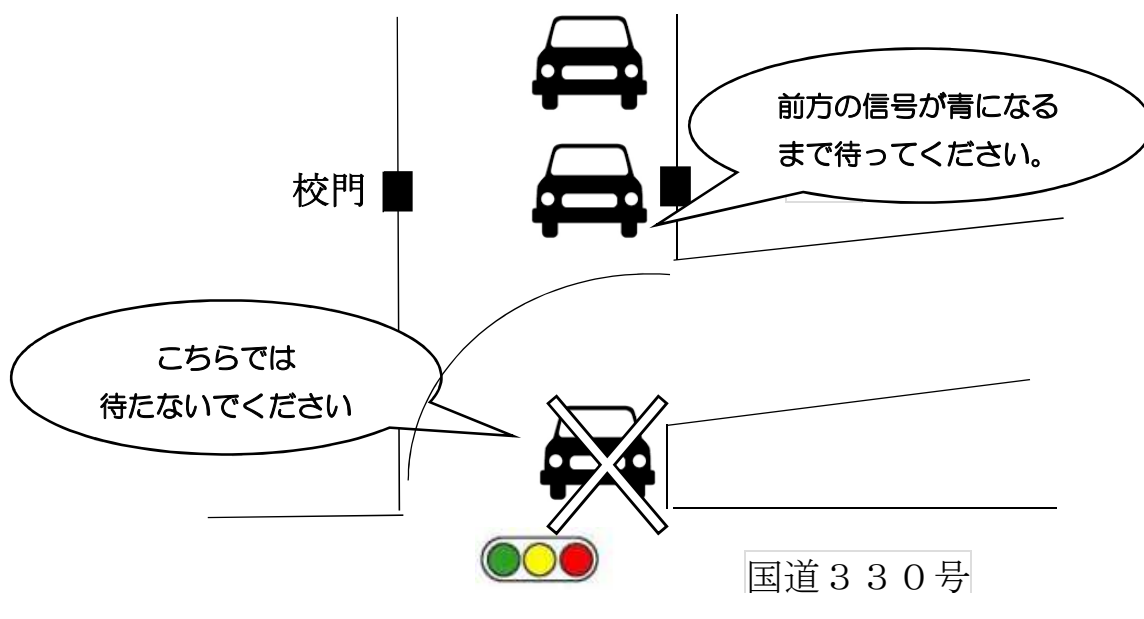
令和6年度 沖縄ろう学校 週時程表

	幼稚部	小学部	中学部・高等部
自主学習	登校 9:00	8:30～ 8:40	8:30～ 8:40
SHR	朝の活動	8:40～ 8:50	8:40～ 8:50
1校時	9:00～9:30	8:50～ 9:35	8:50～ 9:40
2校時	保育活動	9:45～10:30	9:45～10:35
3校時	9:30～11:50	10:50～11:35	10:45～11:35
4校時		11:45～12:30	11:40～12:30
給食	12:00～13:00	12:30～13:05	12:30～13:20
5校時	自由あそび	13:25～14:10	13:20～14:10
6校時	グループ活動・個別指導	14:15～15:00	14:15～15:05
SHR	14:00～	15:00～15:10	15:05～15:15
下校	月・火・木 14:30 水・金 13:30	15:15 金 14:25	15:15

校門入り口の車両通行についての協力願い

車両通行のルール

- (1) 校内は徐行運転(すぐに車が止まれる速度)でお願いいたします。
- (2) 校門付近は「村道優先(左方優先)」です。
- (3) 前方信号が赤信号の場合は校門前で停止し、信号が青になってから進んでください。
※安全確保の観点から全ての車両の校門前待機をお願いします。
- (4) 校内での信号待ち車両の追い越しは禁止です。
- (5) 誘導の職員がいる場合は、その指示に従ってください。



車両での門の出入り

毎朝9時には、基本的にはなさきの現業職員により閉めます。
その後の出入りは、責任を持ってその都度、各自で開閉するようにご協力をお願いします。